

基発第 1001020 号

平成 19 年 10 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）等の一部改正について

労災行政情報管理システムの年金・一時金システムに係る機械処理については、「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）等の一部改正について」（平成 19 年 3 月 30 日付け基発第 0330009 号）により取り扱ってきたところであるが、日本郵政公社の民営化により、平成 19 年 10 月 1 日から、郵便貯金銀行（以下、「ゆうちょ銀行」という。）が発足すること等に伴い、「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）」を別添 1、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領」を別添 2 のとおり、それぞれ一部改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、主な変更点は下記のとおりである。

記

1 「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）」に係る改正点

(1) 様式及び記載要領等の一部改正

労災年金等の支給決定処理の際に使用する年金・一時金入力帳票の様式及び記載要領等について「郵便局」を「ゆうちょ銀行」に置き換える等の所要の整理を行った。

(2) 労災年金の支払事務に係る説明の一部改正

労災年金の支払事務に係る説明のうち、郵便局払いに関する記述部分について (1) と同様に所要の整理を行った。

2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領」に係る改正点

(1) 様式及び記載要領等の一部改正

特別遺族給付金の支給決定処理の際に使用する年金・一時金入力帳票の様式及び記載要領等について、上記 1 と同様に所要の整理を行った。

3 その他

日本郵政公社の民営化に伴う機械処理事務に変更はない。

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）新旧対照表（抄）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>III 支払事務等</p> <p>3 支払に関する事故処理</p> <p>(2) <u>ゆうちょ銀行</u>払に係る事故処理</p> <p>(以下略)</p> <p>II 機械処理事務</p> <p>1 請求から支払までの処理の流れ</p> <p>③決議処理 (年金の支払)</p> <p>OCR入力されたデータに基づきホストで計算処理を行い、支払期に支払データを作成する。業務室から支払データを日本銀行及び<u>ゆうちょ銀行</u>に持込むとともに、労災管理課を經由して財務省会計センターへ支払データを官庁会計事務データ通信システム（以下「ADAMS」という。）を使用して送信することにより、金融機関又は郵便局において請求人等に年金が支払われる。</p>	<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>III 支払事務等</p> <p>3 支払に関する事故処理</p> <p>(2) <u>郵便局</u>払に係る事故処理</p> <p>(以下略)</p> <p>II 機械処理事務</p> <p>1 請求から支払までの処理の流れ</p> <p>③決議処理 (年金の支払)</p> <p>OCR入力されたデータに基づきホストで計算処理を行い、支払期に支払データを作成する。業務室から支払データを日本銀行及び<u>日本郵政公社</u>に持込むとともに、労災管理課を經由して財務省会計センターへ支払データを官庁会計事務データ通信システム（以下「ADAMS」という。）を使用して送信することにより、金融機関又は郵便局において請求人等に年金が支払われる。</p>



1 年金・一時金入力帳票の記入項目

イ 傷病（補償）年金

（略）

支払先情報についての入力条件は次の票のとおりである。

番号	項目名	銀行 <small>(ゆうちょ銀行除く)</small>	ゆうちょ銀行		銀行
		口座振込	口座振込	現金払	外国払
(略)	(略)				
45	預金通帳の記号番号	×	○	×	×
(略)	(略)				

（以下略）

ロ 障害（補償）年金

（略）

支払先情報についての入力条件は次の票のとおりである。

番号	項目名	銀行 <small>(ゆうちょ銀行除く)</small>	ゆうちょ銀行		銀行
		口座振込	口座振込	現金払	外国払
(略)	(略)				
45	預金通帳の記号番号	×	○	×	×
(略)	(略)				

（以下略）

1 年金・一時金入力帳票の記入項目

イ 傷病（補償年金）

（略）

支払先情報についての入力条件は次の票のとおりである。

番号	項目名	銀行	郵便局		銀行
		口座振込	郵便振込	現金払	外国払
(略)	(略)				
45	貯金通帳記号番号	×	○	×	×
(略)	(略)				

（以下略）

ロ 障害（補償）年金

（略）

支払先情報についての入力条件は次の票のとおりである。

番号	項目名	銀行	郵便局		銀行
		口座振込	郵便振込	現金払	外国払
(略)	(略)				
45	貯金通帳記号番号	×	○	×	×
(略)	(略)				

（以下略）

ハ 遺族（補償）年金

（略）

支払先情報についての入力条件は次の票のとおりである。

番号	項目名	銀行 <small>（ゆうちょ銀行除く）</small>	ゆうちょ銀行		銀行
		口座振込	口座振込	現金払	外国払
（略）	（略）				
45	預金通帳の記号番号	×	○	×	×
（略）	（略）				

ハ 遺族（補償）年金

（略）

支払先情報についての入力条件は次の票のとおりである。

番号	項目名	銀行	郵便局		銀行
		口座振込	郵便振込	現金払	外国払
（略）	（略）				
45	貯金通帳記号番号	×	○	×	×
（略）	（略）				

2 記入要領

番号	入力項目	記入要領
(略)	(略)	(略)
40	支払方法	次の区分に従い該当するコードを記入する。 銀行(ゆうちょ銀行を除く)振込… 1 ゆうちょ銀行振込…………… 3 窓口現金…………… 5 外国払…………… 7 (以下略)
(略)	(略)	(略)
44	郵便局コード	ゆうちょ銀行の支店等又は郵便局の名称と都道府県コードをもとに、「郵便局コード」を検索のうえ記入する。
45	預金通帳の記号番号	ゆうちょ銀行の預金通帳の記号5桁、番号8桁を記入する。 なお、番号が8桁未満の場合は右詰めで記入すること。 記号の上1桁が“1”、下1桁が“0”で、番号の下1桁が“1”の預金通帳以外は口座振込はできないので注意すること。
(略)	(略)	(略)

2 記入要領

番号	入力項目	記入要領
(略)	(略)	(略)
40	支払方法	次の区分に従い該当するコードを記入する。 銀行振込…………… 1 郵便振込…………… 3 窓口現金…………… 5 外国払…………… 7 (以下略)
(略)	(略)	(略)
44	郵便局コード	郵便局名称と都道府県コードをもとに、「郵便局コード」を検索のうえ記入する。
45	貯金通帳記号番号	記号5桁、番号8桁を記入する。 なお、番号が8桁未満の場合は右詰めで記入すること。 記号の上1桁が“1”、下1桁が“0”で、番号の下1桁が“1”の貯金通帳以外は郵便振込はできないので注意すること。
(略)	(略)	(略)

6 住所・氏名等変更処理

(略)

【処理の説明】

(略)

- ゆうちょ銀行の振込を年金の初回から可能とするため、振込をする預金通帳の記号番号記入欄を設けている。

(略)

6 住所・氏名等変更処理

(略)

【処理の説明】

(略)

- 郵便局の振込を年金の初回から可能とするため、振込をする郵便振替口座の口座番号記入欄を設けている。

(略)

(1) 住所・氏名等変更帳票

イ 様式

標準第1号票(表面)  
労働者災害補償保険

年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 変更届  
年金の払渡金融機関等

帳票種別 ※ 39580	被災労働者の氏名	支給決定を受けた労働基準監督署名 労働基準監督署	※ ①枚目 ②枚中
① 労働者番号	② 被災者生年月日	③ 扶養番号	④ 遺族(遺供)年金の場合は記入してください。

○住所を変更した場合(住民票の写し等を添付してください。)

郵便番号	① 市外局番(右ゾナ)	② 市内局番(右ゾナ)	③ 番 号	④ 郵便局コード
市外局番も記入すること				
変更後の住所	⑤ (フリガナ)	⑥ 住所(漢字)	⑦ 住所2(漢字)	⑧ 住所3(漢字)
⑨ 都道府県				

○銀行・郵便局等を変更したい場合

フリガナ 金融機関名	銀行・金融 郵便・通信・信託	本店・支店 支所
⑩ 預金の種類 ⑪ 口座番号(右ゾナ)	⑫ 口座番号が7桁未満の場合は右に詰めて記入してください。	⑬ 金融機関コード ⑭ 店舗コード
フリガナ 郵便貯金銀行の 支店等又は郵便局	郵便 貯金	市 区
⑮ 貯金通帳 記号番号	⑯ 番号が8桁未満の場合は右に詰めて記入してください。	⑰ 郵便局コード

○氏名を変更した場合(戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。)

氏名	⑱ 変更後氏名(カタカナ)姓と名の間は1字あけてください。	変更前の氏名
氏名	フリガナ	フリガナ
氏名	⑲ 変更後氏名(漢字)姓と名の間は1字あけてください。	氏名の変更年月日 氏名の変更方面
氏名	年月日	年月日

上記のとおり住所・氏名を変更したので届けます。届出人(受給権者)の電話番号 市外局番 市内局番 番号 (自宅・外出先)  
郵便番号 ( )-( )-( ) (勤務先)  
フリガナ  
住所 フリガナ (万)  
年月日 氏名  
労働基準監督署長 取  
年 月 日 年 月 日  
(物品番号 7311)

(1) 住所・氏名等変更帳票

イ 様式

標準第1号票(裏面)  
労働者災害補償保険

年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 変更届  
年金の払渡金融機関等

帳票種別 ※ 39580	被災労働者の氏名	支給決定を受けた労働基準監督署名 労働基準監督署	※ ①枚目 ②枚中
① 労働者番号	② 被災者生年月日	③ 扶養番号	④ 遺族(遺供)年金の場合は記入してください。

○住所を変更した場合(住民票の写し等を添付してください。)

郵便番号	① 市外局番(右ゾナ)	② 市内局番(右ゾナ)	③ 番 号	④ 郵便局コード
市外局番も記入すること				
変更後の住所	⑤ (フリガナ)	⑥ 住所(漢字)	⑦ 住所2(漢字)	⑧ 住所3(漢字)
⑨ 都道府県				

○銀行・郵便局等を変更したい場合

フリガナ 金融機関名	銀行・金融 郵便・通信・信託	本店・支店 支所
⑩ 預金の種類 ⑪ 口座番号(右ゾナ)	⑫ 口座番号が7桁未満の場合は右に詰めて記入してください。	⑬ 金融機関コード ⑭ 店舗コード
フリガナ 郵便貯金銀行の 支店等又は郵便局	郵便 貯金	市 区
⑮ 貯金通帳 記号番号	⑯ 番号が8桁未満の場合は右に詰めて記入してください。	⑰ 郵便局コード

○氏名を変更した場合(戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。)

氏名	⑱ 変更後氏名(カタカナ)姓と名の間は1字あけてください。	変更前の氏名
氏名	フリガナ	フリガナ
氏名	⑲ 変更後氏名(漢字)姓と名の間は1字あけてください。	氏名の変更年月日 氏名の変更方面
氏名	年月日	年月日

上記のとおり住所・氏名を変更したので届けます。届出人(受給権者)の電話番号 市外局番 市内局番 番号 (自宅・外出先)  
郵便番号 ( )-( )-( ) (勤務先)  
フリガナ  
住所 フリガナ (万)  
年月日 氏名  
労働基準監督署長 取  
年 月 日 年 月 日  
(物品番号 7311)

ロ 入力条件表

(略)

	番号	項目	登 記											
			郵便番号変更	電話番号変更	都道府県コード変更	住所変更	住所変更	氏名変更	金融機関変更					
									銀行振込	ゆうちょ振込	窓口現金			
必須項目	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
住所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
金融機関情報	9	預金の種類	△	△	△	△	△	●	×	×				
	10	口座番号	△	△	△	△	△	●	×	×				
	11	金融機関コード	△	△	△	△	△	●	×	×				
	12	預金通帳の記号番号	△	△	△	△	△	×	●	×				
	13	郵便局コード	△	△	△	△	△	×	●	●				
氏名	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(以下略)

ロ 入力条件表

(略)

	番号	項目	登 記											
			郵便番号変更	電話番号変更	都道府県コード変更	住所変更	住所変更	氏名変更	金融機関変更					
									銀行振込	振替預入	窓口現金			
必須項目	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
住所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
金融機関情報	9	預金の種類	△	△	△	△	△	●	×	×				
	10	口座番号	△	△	△	△	△	●	×	×				
	11	金融機関コード	△	△	△	△	△	●	×	×				
	12	郵便振替口座の口座番号	△	△	△	△	△	×	●	×				
	13	郵便局コード	△	△	△	△	△	×	●	●				
氏名	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(以下略)

ハ 入力項目と審査（記入）要領

番号	入力項目	審査(記入)要領
(略)	(略)	(略)
12	預金通帳の記号番号	番号が8桁未満の場合は、右詰で記入されているか。 なお、 <u>預金通帳の記号番号</u> は、記号の上1桁が“1”、下1桁が“0” で、番号の下1桁が“1”であるか確認すること。
※13	郵便局コード	変更届に記載されているゆうちょ銀行の支店等又は郵便局を金融機 関検索で確認の上、その郵便局コードを記入すること。
(略)	(略)	(略)

ニ (略)

ホ 留意点

(イ)、(ロ) (略)

(ハ) ゆうちょ銀行の支店等又は郵便局での支払を希望する受給権者につ  
いては、支給決定時に「預金通帳の記号番号」を記入することにより、  
初回から「振込」とすることができる。

なお、本帳票においては、ゆうちょ銀行における「振込」と「窓口  
現金」を区別するコード等は特に設けておらず、「預金通帳の記号番号」  
の記入の有無によって、

「預金通帳の記号番号」の記入があれば → 「振込」

「預金通帳の記号番号」の記入がなければ → 「窓口現金」

とシステム上判断されるので留意のこと。

(ニ)～(ヘ) (略)

ハ 入力項目と審査（記入）要領

番号	入力項目	審査(記入)要領
(略)	(略)	(略)
12	郵便振替口座の口座番号	番号が8桁未満の場合は、右詰で記入されているか。 なお、 <u>口座番号</u> は、記号の上1桁が“1”、下1桁が“0”で、番号の下1 桁が“1”であるか確認すること。
※13	郵便局コード	変更届に記載されている郵便局を金融機関検索で確認の上、その 郵便局コードを記入すること。
(略)	(略)	(略)

ニ (略)

ホ 留意点

(イ)、(ロ) (略)

(ハ) 郵便局での支払を希望する受給権者については、支給決定時に「郵  
便振替口座の口座番号」を記入することにより、初回から「振込」と  
することができる。

なお、本帳票においては、郵便局における「振込」と「窓口現金」  
を区別するコード等は特に設けておらず、「郵便振替口座の口座番号」  
の記入の有無によって、

「郵便振替口座の口座番号」の記入があれば → 「振込」

「郵便振替口座の口座番号」の記入がなければ → 「窓口現金」

とシステム上判断されるので留意のこと。

(ニ)～(ヘ) (略)

(ト) ゆうちょ銀行の支店等又は郵便局を変更しないで、支払方法を現金払から振込に変更する場合及び現に振込の場合で預金通帳の記号番号を変える場合には、受給権者に対して「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等の変更届」を提出するように指導すること。

(ト) 支払郵便局を変更しないで、支払方法を現金払から振込に変更する場合及び現に振込の場合で郵便振替口座の口座番号を変える場合には、受給権者に対して「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等の変更届」を提出するように指導すること。

(6) 年金入力結果票  
イ 様式  
(略)

ロ 出力項目の説明

情報名	項目	内容
(略)	(略)	(略)
払渡金融機関情報	(略)	(略)
	口座番号 又は 貯金通帳記号番号	年金入力票で入力した口座番号又は預金通帳の記号番号を印字する。入力を省略した場合は、登録票で入力した一時金口座情報を引用する(一時金口座情報の引用は口座番号のみ)。
	(略)	(略)

(6) 年金入力結果票  
イ 様式  
(略)

ロ 出力項目の説明

情報名	項目	内容
(略)	(略)	(略)
払渡金融機関情報	(略)	(略)
	口座番号 又は 貯金通帳記号番号	年金入力票で入力した口座番号又は貯金通帳記号番号を印字する。入力を省略した場合は、登録票で入力した一時金口座情報を引用する(一時金口座情報の引用は口座番号のみ)。
	(略)	(略)

### III 支払事務等

#### 1 支払事務の流れ

##### (1) 支払事務の概要

年金たる保険給付等（以下「年金等」という。）の支払事務については、監督署においてOCR入力された請求書等の情報に基づいて、本省（労災保険業務室）（以下この章において「業務室」という。）において電子計算機を使用して各支払期月の年金等の額の計算等を行い、受給権者の選択によりゆうちょ銀行を除く金融機関（以下「金融機関」という。）又はゆうちょ銀行（支出官事務規程第 11 条第 3 項に定める「日本銀行が指定した銀行その他の金融機関をいう。）の支払機関を通じて行われる。

##### (2) (略)

##### (3) 支払方法

イ 支払機関が金融機関の場合  
(以下略)

ロ 支払機関がゆうちょ銀行の場合

支払機関がゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行の支店等又は郵便局（以下、「ゆうちょ銀行支払店」という。）の窓口での現金を受け取る「現金払」と受給者の預金口座に振込を行う「振込」の2つの方法があり、ゆうちょ銀行に対して、ADAMSを使用して資金交付を行うとともに、受取人の年金証書番号、支払郵便局コード、支払年月日、ゆうちょ銀行支払店、氏名、金額等を収録した磁気テープ（以下「支払テープ」という。）を添付して支払を依頼する。

(以下略)

### III 支払事務等

#### 1 支払事務の流れ

##### (1) 支払事務の概要

年金たる保険給付等（以下「年金等」という。）の支払事務については、監督署においてOCR入力された請求書等の情報に基づいて、本省（労災保険業務室）（以下この章において「業務室」という。）において電子計算機を使用して各支払期月の年金等の額の計算等を行い、受給権者の選択により金融機関または郵便局（支出官事務規程第 15 条第 2 項に定める「日本銀行が指定した銀行その他の金融機関をいう。）の支払機関を通じて行われる。

##### (2) (略)

##### (3) 支払方法

イ 支払機関が金融機関の場合  
(以下略)

ロ 支払機関が郵便局の場合

支払機関が郵便局の場合は、郵便局の窓口での現金を受け取る「現金払」と受給者の郵便振替口座に振込を行う「振込」の2つの方法があり、日本郵政公社に対して、ADAMSを使用して資金交付を行うとともに、受取人の年金証書番号、支払郵便局番号、支払年月日、支払郵便局名、氏名、金額等を収録した磁気テープ（以下「支払テープ」という。）を添付して支払を依頼する。

(以下略)

(イ) 現金払

ゆうちょ銀行の現金払については「支出官事務規程」により手続きが定められており、厚生労働省からの支払テープに基づき東日本計算事務センターにおいて作成された「労災保険年金等支払案内書」（以下「支払案内書」という。）が、受給権者の希望するゆうちょ銀行支払店に、該当支払店を管轄する貯金事務センターを通じて送付され、これに基づき窓口において現金で支払いが行われる。

(ロ) 振込

ゆうちょ銀行の振込については「支出官事務規程」により手続きが定められており、ゆうちょ銀行支払店を管轄する貯金事務センターから直接受給権者が希望する預金口座に振込が行われる。

(以下略)

(4) 振込通知書及び送金通知書の通知方法

イ 原則的な通知方法

(略)

なお、ゆうちょ銀行の現金払者に係る送金通知書は、支払の都度通知することとし、国外に居住する受給権者へは、振込通知書を支払の都度送付する。

ロ (略)

(5) 振込通知書の表示方法

(略)

(イ) 現金払

郵便局の現金払については「電子情報処理組織を使用して処理する場合における支出に関する事務の取扱いの特例に関する省令」により手続きが定められており、厚生労働省からの支払テープに基づき東日本計算事務センターにおいて作成された「労災保険年金等支払案内書」（以下「支払案内書」という。）が、受給権者の希望する支払郵便局に、該当郵便局を管轄する貯金事務センターを通じて送付され、これに基づき窓口において現金で支払いが行われる。

(ロ) 振込

郵便局の振込については「電子情報処理組織を使用して処理する場合における支出に関する事務の取扱いの特例に関する省令」により手続きが定められており、支払郵便局を管轄する貯金事務センターから直接受給権者が希望する郵便振替口座に振込が行われる。

(以下略)

(4) 振込通知書及び送金通知書の通知方法

イ 原則的な通知方法

(略)

なお、郵便局の現金払者に係る送金通知書は、支払の都度通知することとし、国外に居住する受給権者へは、振込通知書を支払の都度送付する。

ロ (略)

(5) 振込通知書の表示方法

(略)

労災年金振込通知書の表示パターン  
(図 略)

2 支払機関の変更に係る留意事項

(1) (略)

(2) 住所・氏名等変更届が入力締切日までに入力されなかった場合  
イ (略)

ロ 変更前の支払機関がゆうちょ銀行の場合

変更前のゆうちょ銀行支払店において、変更前の支払方法により支払が行われる。

変更前の支払方法が振込で、支払開始までの変更前の預金口座が解約された場合は、支払事故となるので留意すること。この場合、一旦振込の取消を行い、変更後の預金口座への振込又はゆうちょ銀行支払店の窓口における現金払の手続きを行う。この手続きにより、支払期の翌月の上旬を目途に年金が支払われる。

住所・氏名等変更届等が入力締切日までに入力されなかったために、変更前のゆうちょ銀行支払店の窓口における現金払となってしまった場合で、受給権者が遠隔地に転居したなどの理由により変更後のゆうちょ銀行支払店の窓口において受け取りを希望するときは、業務室において変更前のゆうちょ銀行支払店にある支払案内書を変更後のゆうちょ銀行支払店に転送する手続きが必要となるので、その旨業務室あて連絡すること。

(以下略)

3 支払に関する事故処理

(1) 金融機関振込に係る事故処理

イ 振込不能

(イ) 支払事故の通知

(以下略)

労災年金振込通知書の表示パターン  
(図 略)

2 支払機関の変更に係る留意事項

(1) (略)

(2) 住所・氏名等変更届が入力締切日までに入力されなかった場合  
イ (略)

ロ 変更前の支払機関が郵便局の場合

変更前の支払郵便局において、変更前の支払方法により支払が行われる。

変更前の支払方法が振込で、支払開始までの変更前の郵便振替口座が解約された場合は、支払事故となるので留意すること。この場合、一旦振込の取消を行い、変更後の郵便振替口座への振込又は郵便局の窓口における現金払の手続きを行う。この手続きにより、支払期の翌月の上旬を目途に年金が支払われる。

住所・氏名等変更届等が入力締切日までに入力されなかったために、変更前の郵便局の窓口における現金払となってしまった場合で、受給権者が遠隔地に転居したなどの理由により変更後の郵便局の窓口において受け取りを希望するときは、業務室において変更前の支払郵便局にある支払案内書を変更後の郵便局に転送する手続きが必要となるので、その旨業務室あて連絡すること。

(以下略)

3 支払に関する事故処理

(1) 金融機関振込に係る事故処理

イ 振込不能

(イ) 支払事故の通知

(以下略)

a 預貯金口座がない場合

受給権者に対し、新しく預貯金口座を設けさせるとともに、住所・氏名変更届等を最寄りの監督署に提出させること。

このとき、金融機関振込として支払事故となった年金は当該支払期についてはこれをゆうちょ銀行払又は、外国送金に変更することはできないので留意すること（金融機関であれば、振込不能となった金融機関と異なる金融機関でもよい）。

（以下略）

b～（ロ） （略）

(2) ゆうちょ銀行払に係る事故処理

イ 振込不能

(イ) 支払事故の通知

振込口座を解約した場合（口座番号が相違している場合を含む）、振込不能となりゆうちょ銀行から「年金給付金振込不能報告書」が業務室に送付される。

（以下略）

a 預金通帳がない場合

受給権者に対し、新しく預金通帳を作らせ、監督署に届けさせること。もしくは、窓口現金払を選択するのか確認。

当該支払期分については、金融機関振込または外国送金に変更することはできないので留意すること。

b 口座名義人と氏名が相違する場合

預金口座の口座名義人の氏名が異なっていた場合には、受給権者に預金口座の口座名義人の変更を行わせること。

（以下略）

c （略）

a 預貯金口座がない場合

受給権者に対し、新しく預貯金口座を設けさせるとともに、住所・氏名変更届等を最寄りの監督署に提出させること。

このとき、金融機関振込として支払事故となった年金は当該支払期についてはこれを郵便局払又は、外国送金に変更することはできないので留意すること（金融機関であれば、振込不能となった金融機関と異なる金融機関でもよい）。

（以下略）

b～（ロ） （略）

(2) 郵便局払に係る事故処理

イ 振込不能

(イ) 支払事故の通知

郵便振替口座を解約した場合（口座番号が相違している場合を含む）、振込不能となり日本郵政公社から「年金給付金振込不能報告書」が業務室に送付される。

（以下略）

a 郵便貯金総合通帳がない場合

受給権者に対し、新しく郵便貯金総合通帳を作らせ、監督署に届けさせること。もしくは、窓口現金払を選択するのか確認。

当該支払期分については、金融機関振込または外国送金に変更することはできないので留意すること。

b 口座名義人と氏名が相違する場合

郵便振替口座の口座名義人の氏名が異なっていた場合には、受給権者に郵便振替口座の口座名義人の変更を行わせること。

（以下略）

c （略）

(ロ) 再振込について

振込不能となった年金について、業務室において正しい預金口座の口座番号または送金先ゆうちょ銀行支払店を確認したときは、受取人の振込先及び送金先ゆうちょ銀行支払店等を収録した合計テープを添付して、再振込及び現金払を会計センターに依頼する。また、日本銀行に対し、振込については「国庫金振込明細票」を、現金払については、「国庫送金明細票」等を作成し、再振込及び現金払を依頼する。

(以下略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ 送金通知書の返れい

(イ) 監督署に対する照会等

前記3の(1)のハの(イ)に準じた取り扱いをすること。

なお、住所変更による場合で、住所変更と同時にゆうちょ銀行支払店を変更する場合は、ゆうちょ銀行支払店の欄も併せて記入させること(ただし、前記2の(1)、(2)に留意すること)。

(ロ) (略)

ホ 転給者に係る送金通知書の返れい

送金通知書送付後、遺族(補償)年金受給権者が死亡により失権した場合、次順位者がいればその者が受給権者となるが、現金払の場合は当該送金通知書は死亡により失権した者の氏名が印書されたおり、次順位者がゆうちょ銀行支払店に対して支払請求を行っても支払を受けることが出来ない。従ってこの場合、当該送金通知書を業務室あて返送させること。(以下略)

へ (略)

(ロ) 再振込について

振込不能となった年金について、業務室において正しい郵便振替口座の口座番号または送金先郵便局を確認したときは、受取人の振込先及び送金先郵便局等を収録した合計テープを添付して、再振込及び現金払を会計センターに依頼する。また、日本銀行に対し、振込については「国庫金振込明細票」を、現金払については、「国庫送金明細票」等を作成し、再振込及び現金払を依頼する。

(以下略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ 送金通知書の返れい

(イ) 監督署に対する照会等

前記3の(1)のハの(イ)に準じた取り扱いをすること。

なお、住所変更による場合で、住所変更と同時に支払郵便局を変更する場合は、支払郵便局の欄も併せて記入させること(ただし、前記2の(1)、(2)に留意すること)。

(ロ) (略)

ホ 転給者に係る送金通知書の返れい

送金通知書送付後、遺族(補償)年金受給権者が死亡により失権した場合、次順位者がいればその者が受給権者となるが、現金払の場合は当該送金通知書は死亡により失権した者の氏名が印書されたおり、次順位者が支払郵便局に対して支払請求を行っても支払を受けることが出来ない。従ってこの場合、当該送金通知書を業務室あて返送させること。(以下略)

へ (略)

(イ) 亡失の場合

送金通知書を亡失した場合には、受給権者がゆうちょ銀行支払店に対し「労災保険年金等送金通知書亡失(き損)届」(以下「亡失届」という。)により支払の停止を請求し、この亡失届がゆうちょ銀行支払店から日本銀行を経由して業務室あてに送付され、送金通知書の再発行を行う。

a 局・監督署の措置

局・監督署が受給権者等から送金通知書の亡失(き損)について照会を受けた場合は次の措置を講ずること。

(a) 検索等により、当該受給権者にかかる支払の有無、ゆうちょ銀行支払店名等を確認すること。

(b) (a)により支払のあることを確認したときは、ゆうちょ銀行支払店に対し支払案内書の到着の有無を確認すること。

(c) ゆうちょ銀行支払店に支払案内書が到着している場合は、直ちに該当受給権者に対し、直接ゆうちょ銀行支払店に支払停止を求めるよう指導すること。支払停止のために必要な用紙(亡失届)はゆうちょ銀行支払店に備えられている。

(d) (略)

(e) (b)によりゆうちょ銀行支払店に支払案内書が未着のときは、未払の証明ができないので、業務室にその旨連絡すること。

b (略)

(ロ) 送金通知書未着の場合

(以下略)

(イ) 亡失の場合

送金通知書を亡失した場合には、受給権者が支払先郵便局に対し「労災保険年金等送金通知書亡失(き損)届」(以下「亡失届」という。)により支払の停止を請求し、この亡失届が郵便局から日本銀行を経由して業務室あてに送付され、送金通知書の再発行を行う。

a 局・監督署の措置

局・監督署が受給権者等から送金通知書の亡失(き損)について照会を受けた場合は次の措置を講ずること。

(a) 検索等により、当該受給権者にかかる支払の有無、支払郵便局名等を確認すること。

(b) (a)により支払のあることを確認したときは、支払郵便局に対し支払案内書の到着の有無を確認すること。

(c) 支払郵便局に支払案内書が到着している場合は、直ちに該当受給権者に対し、直接支払郵便局に支払停止を求めるよう指導すること。支払停止のために必要な用紙(亡失届)は郵便局に備えられている。

(d) (略)

(e) (b)により支払郵便局に支払案内書が未着のときは、未払の証明ができないので、業務室にその旨連絡すること。

b (略)

(ロ) 送金通知書未着の場合

(以下略)

a 局・監督署の措置

局・監督署が受給権者等から送金通知書の未着について照会を受けた場合は次の措置を講ずること。

- (a) 検索等により、当該受給権者にかかる支払の有無、ゆうちょ銀行支払店名等を確認すること。
- (b) (a) により支払のあることを確認したときは、ゆうちょ銀行支払店に対し支払案内書の到着の有無を確認すること。
- (c) ゆうちょ銀行支払店に支払案内書が到着している場合は、直ちに該当受給権者に対し、直接業務室に送金通知書の再発行の請求を求めるよう指導すること。
- (d) (略)
- (e) (b) によりゆうちょ銀行支払店に支払案内書が未着のときは、未払の証明ができないので、業務室にその旨連絡すること。

b 本省における措置

未着の連絡を受けた場合、ゆうちょ銀行に未着の確認を行い、未着であった場合は、会計センターに対し、未着届を送付し、支払未済の確認と支払停止の請求を行う。支払未済の場合には送金通知書を再発行するとともに、会計センターに対し、送金通知書再発行の連絡をし、支払停止の解除を求める。

(以下略)

ト 現金払の場合の受取期限

受給権者が支払開始日より1年以内に年金等を受け取らないときは、期限経過によりゆうちょ銀行支払店の窓口における支払は受けられなくなる。

(以下略)

4～5 (略)

a 局・監督署の措置

局・監督署が受給権者等から送金通知書の未着について照会を受けた場合は次の措置を講ずること。

- (a) 検索等により、当該受給権者にかかる支払の有無、支払郵便局名等を確認すること。
- (b) (a) により支払のあることを確認したときは、支払郵便局に対し支払案内書の到着の有無を確認すること。
- (c) 支払郵便局に支払案内書が到着している場合は、直ちに該当受給権者に対し、直接業務室に送金通知書の再発行の請求を求めるよう指導すること。
- (d) (略)
- (e) (b) により支払郵便局に支払案内書が未着のときは、未払の証明ができないので、業務室にその旨連絡すること。

b 本省における措置

未着の連絡を受けた場合、日本郵政公社に未着の確認を行い、未着であった場合は、会計センターに対し、未着届を送付し、支払未済の確認と支払停止の請求を行う。支払未済の場合には送金通知書を再発行するとともに、会計センターに対し、送金通知書再発行の連絡をし、支払停止の解除を求める。

(以下略)

ト 現金払の場合の受取期限

受給権者が支払開始日より1年以内に年金等を受け取らないときは、期限経過により支払郵便局の窓口における支払は受けられなくなる。

(以下略)

4～5 (略)

(1) ~ (2) (略)

ゆうちょ銀行分	
送金通知書亡失(き損)届(年金・恩給等用)	
種 別 (コード)	旧厚生年金・共済年金(61) 旧船員保険(62) 旧国民年金(63) 旧国民年金短期(64) 新国民・厚生年金(65) 新船員保険(66) 国民厚生年金短期(67)
	労災年金(40) 文官恩給(11) 国会議員互助年金(31) 旧軍人恩給(51) 遺孀年金(71) 特別児童扶養手当(92) 児童扶養手当(93)
支払開始日	年 月 日
整理番号	
年金証書番号等	
金額	円
払渡金融機関店舗名	
<p>上記送金通知書を</p> <p>1. 亡失</p> <p>2. き損</p> <p>しましたので、お届けします。 (日付) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受取人住所</p> <p>(官署支出官) 御中 氏名 印</p> <p>上記送金は未払であることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">(証明日付)</p> <p style="text-align: right;">(被仕向店) 印</p> <p style="text-align: right;">(証明日付)</p> <p style="text-align: right;">(仕向店) 印</p> <p style="text-align: right;">(受付日付)</p> <p style="text-align: right;">(送金請求銀行名) 印</p>	
日本銀行 御中	(日付) 年 月 日 印
上記の送金通知書を 年 月 日に再発行したので通知します。	
ゆうちょ銀行 御中	(日付) 年 月 日 日本銀行 印
上記の連絡がありましたので通知します。	

(1) ~ (2) (略)

郵政公社分	
年金給付金送金通知書亡失(き損)届(労災年金用)	
支払開始日	年 月 日
年金証書番号	
金額	円
払渡郵便局名(支払局番号)	
<p>上記送金通知書を</p> <p>1. 亡失</p> <p>2. き損</p> <p>しましたので、お届けします。 (日付) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受取人住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">御中</p> <p>上記送金は未払であることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">(証明日付)</p> <p style="text-align: right;">(被仕向店) 印</p> <p style="text-align: right;">(証明日付)</p> <p style="text-align: right;">(仕向店) 印</p> <p style="text-align: right;">(受付日付)</p> <p style="text-align: right;">(送金請求銀行名) 印</p>	
日本銀行 御中	(日付) 年 月 日 印
上記の送金通知書を 年 月 日に再発行したので通知します。	
御中 (日付) 年 月 日	
日本銀行 印	
上記の連絡がありましたので通知します。	

IV 業務資料

(4) 労災保険年金等送金通知書

(表面)

<p style="text-align: center;"><b>労災保険年金等送金通知書</b></p> <p>あなたの年金・労災給付等振替費・福祉施設給付金は下記のとおり支払います。</p> <p>支払開始日 年 月 日 年金証書の番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">労災保険年金</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>労災給付等振替費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉施設給付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計支払額</td> <td></td> </tr> </table> <p>支払店</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>受領証</b></p> <p>上記の金額を受領しました。 平成 年 月 日</p> <p>氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="font-size: small;">(裏面の注意事項をよく読んでください。)</p>	労災保険年金		労災給付等振替費		福祉施設給付金		合計支払額		<p>はがき</p> <p style="text-align: right;">〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 厚生労働省労働基準局</p>
労災保険年金									
労災給付等振替費									
福祉施設給付金									
合計支払額									

(裏面)

<p><b>(注意事項)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この通知書の受領後、密着等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は東証に対しお支払できないこととなりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。</li> <li>支払を受けるときは、裏面の「受領証」欄に氏名を書き、印を押して、年金証書と一緒に表面の支払店に差し出してください。 なお、住所の変更などにより表面の支払店から支払を受けることが困難な場合には、この通知書を持参のうえ、最寄りの労働基準監督署に届け出てください。ご希望の支払店から支払を受けることができます。この場合、届け出てからご希望の支払店から支払を受けるまでに20日程度かかります。</li> <li>この通知書を亡失したときは、直ちに、表面の支払店に支払の停止を請求してください。 この場合、支払がまだなされていないときは、表面の支払店を經由して下記連絡先に届け出てください。</li> <li>表面の支払開始日から1年を過ぎると、この通知書による支払店での支払はできませんので注意してください。</li> <li>この通知書がけられた方は、最寄りの労働基準監督署まで届け出てください。</li> <li>支払店を変更するときは、最寄りの労働基準監督署に備えてある「年金たる保険給付の受給者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届」を提出してください。</li> <li>表面の福祉施設給付金は、年金たる特別支給金と同じ意味です。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 厚生労働省労働基準局労働給付部労災保険業務室 (所在地) 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 (電話番号) 03-3920-3311</p>	<p><b>委任欄</b></p> <p>表記の金額を受け 取ることを下記の者に 委任します。</p> <p>(代理人)</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>(受給者)</p> <p>氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>
--	--

IV 業務資料

(4) 労災保険年金等送金通知書

(表面)

<p style="text-align: center;"><b>労災保険年金等送金通知書</b></p> <p>あなたの年金・労災給付等振替費・福祉施設給付金は下記のとおり支払います。</p> <p>支払開始日 年 月 日 年金証書の番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">労災保険年金</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>労災給付等振替費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉施設給付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計支払額</td> <td></td> </tr> </table> <p>支払郵便局名</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>受領証</b></p> <p>上記の金額を受領しました。 平成 年 月 日</p> <p>氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="font-size: small;">(裏面の注意事項をよく読んでください。)</p>	労災保険年金		労災給付等振替費		福祉施設給付金		合計支払額		<p>はがき</p> <p style="text-align: right;">〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 厚生労働省労働基準局</p>
労災保険年金									
労災給付等振替費									
福祉施設給付金									
合計支払額									

(裏面)

<p><b>(注意事項)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この通知書の受領後、密着等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は東証に対しお支払できないこととなりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。</li> <li>支払を受けるときは、裏面の「受領証」欄に氏名を書き、印を押して、年金証書と一緒に表面の郵便局に差し出してください。 なお、住所の変更などにより表面の郵便局から支払を受けることが困難な場合には、この通知書を持参のうえ、最寄りの労働基準監督署に届け出てください。ご希望の郵便局から支払を受けることができます。この場合、届け出てからご希望の郵便局から支払を受けるまでに20日程度かかります。</li> <li>この通知書を亡失したときは、直ちに、表面の郵便局に支払の停止を請求してください。 この場合、支払がまだなされていないときは、表面の郵便局を經由して下記連絡先に届け出てください。</li> <li>表面の支払開始日から1年を過ぎると、この通知書による郵便局での支払はできませんので注意してください。</li> <li>この通知書がけられた方は、最寄りの労働基準監督署まで届け出てください。</li> <li>支払郵便局を変更するときは、最寄りの労働基準監督署に備えてある「年金たる保険給付の受給者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届」を提出してください。</li> <li>表面の福祉施設給付金は、年金たる特別支給金と同じ意味です。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 厚生労働省労働基準局労働給付部労災保険業務室 (所在地) 〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 (電話番号) 03-3920-3311</p>	<p><b>委任欄</b></p> <p>表記の金額を受け 取ることを下記の者に 委任します。</p> <p>(代理人)</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>(受給者)</p> <p>氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>
--	--

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領新旧対照表（抄）

改正後	現行
<p>VIII 機械処理事務 2 支給決定処理 (2) 受付・登記処理 [受付・登記処理記入例]</p>	<p>機械処理事務 2 支給決定処理 (2) 受付・登記処理 [受付・登記処理記入例]</p>
<p>年金・一時金入力帳票 561</p> <p>労働年金補償保険 年金一時金システム</p> <p>39561</p> <p>① 氏名 ② 性別 ③ 生年月日 ④ 職業 ⑤ 収入 ⑥ 所得 ⑦ 納税コード ⑧ 所得割率 ⑨ 所得割率 ⑩ 所得割率 ⑪ 所得割率 ⑫ 所得割率 ⑬ 所得割率 ⑭ 所得割率 ⑮ 所得割率 ⑯ 所得割率 ⑰ 所得割率 ⑱ 所得割率 ⑲ 所得割率 ⑳ 所得割率 ㉑ 所得割率 ㉒ 所得割率 ㉓ 所得割率 ㉔ 所得割率 ㉕ 所得割率 ㉖ 所得割率 ㉗ 所得割率 ㉘ 所得割率 ㉙ 所得割率 ㉚ 所得割率 ㉛ 所得割率 ㉜ 所得割率 ㉝ 所得割率 ㉞ 所得割率 ㉟ 所得割率 ㊱ 所得割率 ㊲ 所得割率 ㊳ 所得割率 ㊴ 所得割率 ㊵ 所得割率 ㊶ 所得割率 ㊷ 所得割率 ㊸ 所得割率 ㊹ 所得割率 ㊺ 所得割率 ㊻ 所得割率 ㊼ 所得割率 ㊽ 所得割率 ㊾ 所得割率 ㊿ 所得割率</p>	<p>年金・一時金入力帳票 561</p> <p>39561</p> <p>① 氏名 ② 性別 ③ 生年月日 ④ 職業 ⑤ 収入 ⑥ 所得 ⑦ 納税コード ⑧ 所得割率 ⑨ 所得割率 ⑩ 所得割率 ⑪ 所得割率 ⑫ 所得割率 ⑬ 所得割率 ⑭ 所得割率 ⑮ 所得割率 ⑯ 所得割率 ⑰ 所得割率 ⑱ 所得割率 ⑲ 所得割率 ⑳ 所得割率 ㉑ 所得割率 ㉒ 所得割率 ㉓ 所得割率 ㉔ 所得割率 ㉕ 所得割率 ㉖ 所得割率 ㉗ 所得割率 ㉘ 所得割率 ㉙ 所得割率 ㉚ 所得割率 ㉛ 所得割率 ㉜ 所得割率 ㉝ 所得割率 ㉞ 所得割率 ㉟ 所得割率 ㊱ 所得割率 ㊲ 所得割率 ㊳ 所得割率 ㊴ 所得割率 ㊵ 所得割率 ㊶ 所得割率 ㊷ 所得割率 ㊸ 所得割率 ㊹ 所得割率 ㊺ 所得割率 ㊻ 所得割率 ㊼ 所得割率 ㊽ 所得割率 ㊾ 所得割率 ㊿ 所得割率</p>

[入力項目及び出力帳票]

○年金・一時金入力帳票 (特別遺族年金)

番号	項目名	銀行 (郵便貯金銀行除く)	ゆうちょ銀行		銀行
		口座振込	口座振込	現金払	外国払
(略)	(略)				
45	預金通帳の記号番号	×	○	×	×
(略)	(略)				

○年金・一時金入力帳票 (特別遺族年金)

番号	入力項目	記入要領
(略)	(略)	(略)
40	支払方法	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に従い該当するコードを記入する。 銀行(ゆうちょ銀行を除く)振込・・・ 1 ゆうちょ銀行振込・・・ 3 窓口現金・・・ 5 外国払・・・ 7 (以下略)
(略)	(略)	(略)
44	郵便局コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。ゆうちょ銀行の支店等又は郵便局の名称と都道府県コードをもとに、「郵便局コード」を検索のうえ記入する。
45	預金通帳の番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。記号5桁、番号8桁を記入する。
(略)	(略)	(略)

[入力項目及び出力帳票]

○年金・一時金入力帳票 (特別遺族年金)

番号	項目名	銀行	郵便局		銀行
		口座振込	郵便振込	現金払	外国払
(略)	(略)				
45	貯金通帳記号番号	×	○	×	×
(略)	(略)				

○年金・一時金入力帳票 (特別遺族年金)

番号	入力項目	記入要領
(略)	(略)	(略)
40	支払方法	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に従い該当するコードを記入する。 銀行振込・・・ 1 郵便振込・・・ 3 窓口現金・・・ 5 外国払・・・ 7 (以下略)
(略)	(略)	(略)
44	郵便局コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。郵便局名称と都道府県コードをもとに、「郵便局コード」を検索のうえ記入する。
45	預金通帳の番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。記号5桁、番号8桁を記入する。
(略)	(略)	(略)

6 住所・氏名等変更処理

(略)

(1) (略)

(2) 住所・氏名・金融機関等変更届

イ 様式

(背面)

石綿健康被害救済法  
特別遺族年金の受給権者の住所・氏名  
特別遺族年金の払込金融機関等 変更届

届出番号 39580

届出者(受給権者)の氏名 変更決定を受けた労働基準監督署長

届出年月日 年 月 日

届出理由 住所変更 氏名変更 金融機関変更

住所変更の場合 (住民票の写し等を添付してください。)

郵便番号 郵便局名 (フリガナ) 郵便局コード

住所 (フリガナ) 郵便番号 郵便局名 (フリガナ) 郵便局コード

銀行・郵便局等を変更したい場合

フリガナ 金融機関名 銀行・金融機関 郵便支店

口座番号 (フリガナ) 口座番号が貯蓄の場合には右に括弧で記入してください。

フリガナ 郵便貯金銀行の支店等又は郵便局 郵便局名 郵便局コード

氏名変更の場合 (戸籍簿本または戸籍抄本を添付してください。)

氏 変更前の氏名 (カタカナ) 姓と名の間は1字あけてください。

氏 変更後の氏名 (漢字) 姓と名の間は1字あけてください。

氏名の変更年月日 氏名の変更理由

上記のとおり住所・氏名を変更したので届けます。届出人(受給権者)の電話番号 郵便番号 市内局番 番号 (自治体別)

住所 フリガナ (力)

年 月 日 氏名 (力)

労働基準監督署長 印

(物品番号 7311)

6 住所・氏名等変更処理

(略)

(1) (略)

(2) 住所・氏名・金融機関等変更届

イ 様式

(背面)

石綿健康被害救済法  
特別遺族年金の受給権者の住所・氏名  
特別遺族年金の払込金融機関等 変更届

届出番号 39580

届出者(受給権者)の氏名 変更決定を受けた労働基準監督署長

届出年月日 年 月 日

届出理由 住所変更 氏名変更 金融機関変更

住所変更の場合 (住民票の写し等を添付してください。)

郵便番号 郵便局名 (フリガナ) 郵便局コード

住所 (フリガナ) 郵便番号 郵便局名 (フリガナ) 郵便局コード

銀行・郵便局等を変更したい場合

フリガナ 金融機関名 銀行・金融機関 郵便支店

口座番号 (フリガナ) 口座番号が貯蓄の場合には右に括弧で記入してください。

フリガナ 郵便貯金銀行の支店等又は郵便局 郵便局名 郵便局コード

氏名変更の場合 (戸籍簿本または戸籍抄本を添付してください。)

氏 変更前の氏名 (カタカナ) 姓と名の間は1字あけてください。

氏 変更後の氏名 (漢字) 姓と名の間は1字あけてください。

氏名の変更年月日 氏名の変更理由

上記のとおり住所・氏名を変更したので届けます。届出人(受給権者)の電話番号 郵便番号 市内局番 番号 (自治体別)

住所 フリガナ (力)

年 月 日 氏名 (力)

労働基準監督署長 印

(物品番号 7312)

ロ 入力条件表

番号	項目	登 記								
		郵便番号 変更	電話番号 変更	都道府県 コード 変更	住所 変更	住所 変更	氏名 変更	金融機関変更		
								銀行 振込	ゆうちょ 振込	窓口 現金
必須項目	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
住所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
金融機関情報	9 預金の種類	△	△	△	△	△	●	×	×	
	10 口座番号	△	△	△	△	△	●	×	×	
	11 金融機関コード	△	△	△	△	△	●	×	×	
	12 預金通帳の記号番号	△	△	△	△	△	×	●	×	
	13 郵便局コード	△	△	△	△	△	×	●	●	
氏名	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(以下略)

ロ 入力条件表

番号	項目	登 記								
		郵便番号 変更	電話番号 変更	都道府県 コード 変更	住所 変更	住所 変更	氏名 変更	金融機関変更		
								銀行 振込	振替 預入	窓口 現金
必須項目	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
住所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
金融機関情報	9 預金の種類	△	△	△	△	△	●	×	×	
	10 口座番号	△	△	△	△	△	●	×	×	
	11 金融機関コード	△	△	△	△	△	●	×	×	
	12 郵便振替口座の口座番号	△	△	△	△	△	×	●	×	
	13 郵便局コード	△	△	△	△	△	×	●	●	
氏名	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(以下略)

